

足利市・佐野市
消防指令業務共同運用基本構想



令和5(2023)年12月

足利市・佐野市

目 次

第1章	概要について	
1	目的	1
2	国の考え方	1
3	両市の現状	1
4	効果	2
5	イメージ	3
6	先行事例	4
第2章	基本事項について	
1	構成市の組合せ	5
2	開始日	5
3	設置場所	5
4	運営方式	5
5	費用負担	6
6	整備費用	7
7	配置人員	7
8	整備スケジュール	8
第3章	消防指令業務の共同運用 Q&A	
Q1	協議会による運営とはどのようなものか	9
Q2	共同運用の実施によりどのような効果が期待できるのか	9
Q3	現行の消防体制がどのように変わるのか	9
Q4	119番通報がかかりにくくなることはないのか	10
Q5	受信した情報を当該市消防に適切に伝達できるのか	10
Q6	個人情報の管理は大丈夫か	10

※ 消防指令業務の共同運用とは、複数の消防本部が消防指令センターを共同で整備し、共同で配置する指令員により消防指令業務を行うことをいいます。

第1章 概要について

1 目的

近年、災害が複雑多様化する中で、市町村は、当該区域における消防を十分に果たすべき責務を有しており、その費用は市町村が負担しなければならないことから、消防の効率化を追求する取組が極めて重要です。

このような背景の中で、消防通信指令施設の高度化、施設整備や維持管理に係る経費の低減化、人員の効率化等を目的として、複数の消防本部による消防指令業務の共同運用が実施されるようになってきました。

本基本構想は、消防の効率化の手段として最も効果が期待できる消防指令業務の共同運用に向け、足利市及び佐野市（以下「両市」という。）において、消防通信指令施設の整備、運営方式、費用の負担割合等について、検討した結果をまとめ、消防指令業務の共同運用の基本的な方針とすることを目的として策定したものです。

2 国の考え方

消防指令業務の共同運用については、平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知により「市町村の消防の連携・協力に関する基本的な指針」が示されています。

その指針には、「指令の共同運用」を行うことで、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されること等、多くの有効性が認められることから、できる限り広域的な範囲での共同運用を目指すことが必要であると記されています。

3 両市の現状

(1) 市勢、職員数等(単位：km²、人、世帯、箇所、台)

項目	面積	人口	世帯数	消防署所数	消防職員数
足利市	177.76	139,764	61,912	4	177
佐野市	356.04	113,056	49,247	3	150
計	533.80	252,820	111,159	7	327
項目	消防団員数	ポンプ自動車	はしご車	救急車	救助工作車
足利市	491	7	1	5	1
佐野市	601	4	1	5	1
計	1,092	11	2	10	2

※ 人口及び世帯数は、令和5(2023)年10月1日現在の栃木県毎月人口推計による。

※ 両市の令和4(2022)年版消防年報による。

(2) 災害件数等

令和4(2022)年1月1日～12月31日

項目	火災件数	救急件数	救助件数	119番受信件数
足利市	40	6,524	100	10,181
佐野市	39	4,879	51	7,449
計	79	11,403	151	17,630

※ 両市の令和4(2022)年版消防年報による。

※ 119番受信件数は、一般加入電話、警察電話、駆け付け、自己覚知等を含む。

4 効果

(1) 市民サービスの向上

ア 広域的な共同運用を行うことで、ICT技術等を活用した高機能なシステムの導入が可能になり、高度な消防行政サービスの提供を行うことができます。

イ 119番通報が集中した場合における受信能力や処理能力が向上し、迅速・的確な対応が可能になります。

ウ 両市の災害発生状況や消防車両の出動状況等の情報を一元管理することで、救急事故多発時や大規模火災発生時等において、通報の受信と同時に応援消防隊の編成が可能になり、相互応援体制を強化することができます。

エ 応援出動時において、両市が保有するはしご車や救助工作車等の特殊車両を有効活用することができます。

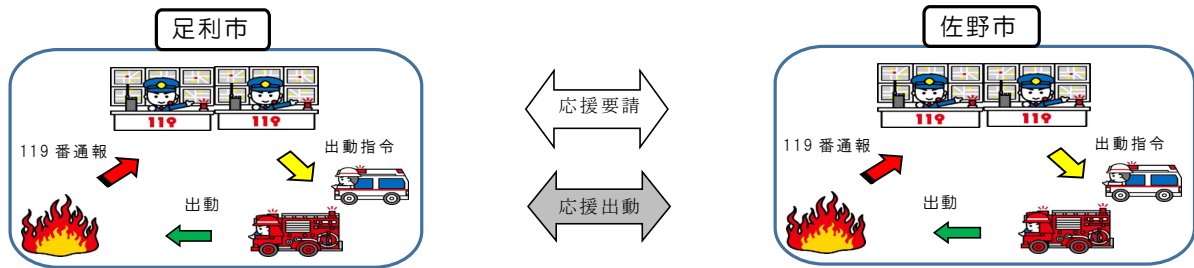
(2) 行財政面の効果

消防指令センターを共同で整備することで、整備費や維持管理費等の削減を図ることができます。

5 イメージ

現在の消防指令センター

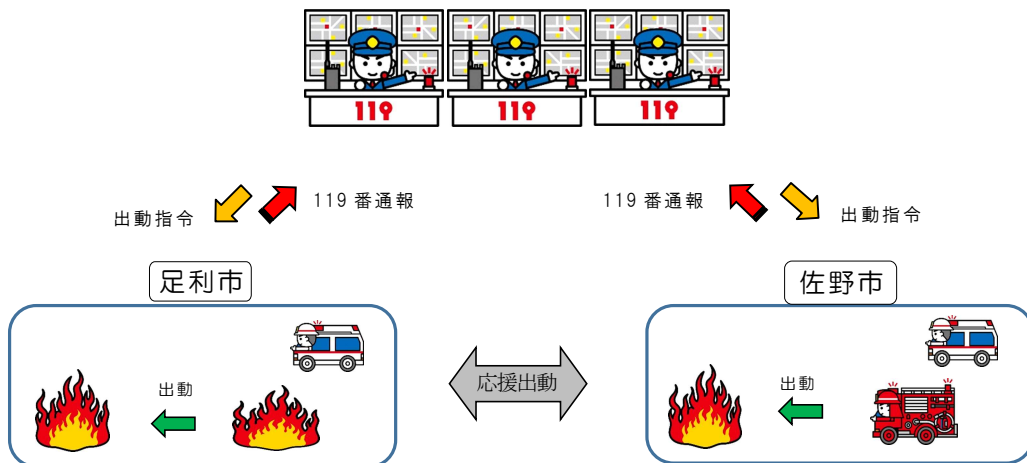
管轄外の出動には応援要請が必要



共同運用後の消防指令センター

情報共有による円滑な応援出動が可能

共同消防指令センター



6 先行事例

近隣自治体や2消防本部で実施されている消防指令業務の共同運用先行事例については、次のとおりです。

(1) 近隣自治体の先行事例

- ア 栃木県：栃木北東地区消防指令センター
【3消防本部（那須地区、南那須、塩谷）9市町】
- イ 群馬県：たかさき消防共同指令センター
【6消防本部（高崎市ほか5消防本部）23市町村】
- ウ 茨城県：いばらき消防指令センター
【20消防本部（水戸市ほか19消防本部）33市町】

(2) 2消防本部での主な先行事例

- ア 神奈川県：横須賀市・葉山町消防指令センター
【横須賀市消防局、葉山町消防本部】
- イ 富山県：県西部消防指令センター
【高岡市消防本部、砺波地域消防組合消防本部】
- ウ 兵庫県：尼崎・伊丹市消防指令センター
【尼崎市消防局、伊丹市消防局】
- エ 静岡県：富士市・富士宮市消防指令センター
【富士市消防本部、富士宮市消防本部】
- オ 三重県：伊賀市・名張市消防指令センター
【伊賀市消防本部、名張市消防本部】

第2章 基本事項について

1 構成市の組合せ

管轄区域が隣接しており有効な応援・受援体制がとれること、両市消防本部が同様のシステムで運用していること、消防指令システムの更新時期が同時期であること、消防指令業務の共同運用に対する国の財政支援措置が有効に活用できることから、両市を構成市として消防指令業務の共同運用に取り組みます。

2 開始日

足利市の消防指令システムは、平成 13(2001)年に庁舎建設と併せて整備し、平成 27(2015)年の消防・救急無線のデジタル無線の導入時に 10 年間の使用に耐える改修を行い、令和 7(2025)年度を更新時期として予定していました。一方、佐野市の消防指令システムは、平成 28(2016)年の庁舎建設と併せて整備したもので、令和 7(2025)年度を更新時期として予定していました。

このように、両市消防本部が運用している消防指令システムの更新予定時期は、ともに令和 7(2025)年度としているため、消防指令業務の共同運用を令和 8(2026)年 4 月 1 日から開始することを目指します。

3 設置場所

消防指令業務の共同運用の開始予定日までに共同消防指令センターを整備（指令システム、庁舎等の整備）する必要がありますが、両市の財政負担の軽減が共通課題であるとの観点から、新たに共同消防指令センターを建設するのではなく、既存施設を活用することが適当であると考えます。

既存施設の候補としては、足利市河南消防署庁舎と佐野市消防本部庁舎が挙げられますが、建設年月日や共同消防指令センターに必要な指令室、事務室、仮眠室、設備等のスペースや改修費用等を勘案すると、佐野市消防本部庁舎に設置することが効率的であることから、当該庁舎に設置することを基本に計画を進めます。

4 運営方式

消防指令業務の共同運用の手法については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく「連携協約」、「協議会」、「機関等の共同設置」、「事務委託」等の方式があります。

この度の共同消防指令センターの運営に当たっては、両市消防本部の独立性を保ちながら消防の効率化を図ることを前提としていることから、「組織間の権限の移動がないこと」、「共同消防指令センターにおいて行った業務は、それぞれの消防本部が行った業務として効力を有すること」、「職員の身分の変更がないこと」等を考慮する必要があります。

また、令和 4(2022)年 4 月 1 日現在、46 地域 193 消防本部で共同消防指令センターを運用していますが、このうち約 9 割が「協議会」により運営を行っています。

これらを踏まえ、両市による共同消防指令センターについては、地方自治法第 252 条の 2 の 2 に基づく「協議会」による運営方式を基本に計画を進めます。

5 費用負担

共同消防指令センターの整備に必要な費用負担の考え方として、人口比による方法、単独整備費に応じて負担する方法等が考えられます。両市がそれぞれ個別に整備すべき署所端末装置や車両端末装置等を除き、両市が共同して行う整備に要する費用（以下「共通整備費用」という。）及び庁舎改修等に要する費用については、次の考え方により両市で按分し、負担することとします。

(1) 共通整備費用の費用負担の考え方

共通整備費用については「市の責任」という要素があり、両市が等しく負担すべきとの考え方があります。しかし、両市の指令業務量は「119番受信件数」による影響が極めて大きいものがあり、この数は管轄人口に比例することから、管轄人口の割合で負担すべきとの考え方もあります。

これらを踏まえ、共通整備費用の負担割合については、両市の人口規模に大きな偏りがないことを考慮し、共通整備費用の100分の50については両市による均等割とし、100分の50については人口比率により負担することとします。

なお、共同運用開始後の共同消防指令センターの運営費用の負担割合については、運用開始までに両市で検討します。

(2) 共通整備費用に係る両市の負担割合（試算）

按分方法		足利市	佐野市	合計
均等割	割合（％）	50.0	50.0	100.0
	換算割合 50%	25.0	25.0	50.0
人口割	人口（人）	139,764	113,056	252,820
	割合（％）	55.3	44.7	100.0
換算割合 50%		27.6	22.4	50.0
費用負担割合（％）		52.6	47.4	100.0

※ 人口は、令和5(2023)年10月1日現在の栃木県毎月人口推計による。

(3) 庁舎改修等に要する費用負担の考え方

佐野市消防本部庁舎に共同消防指令センターを設置する場合は、当該庁舎の改修に要する費用は共同運用に起因して発生する費用ですが、佐野市消防本部の業務にも密接に関係することから、佐野市が負担することとします。

また、同様の考え方により、足利市消防本部通信指令室にある機器の移設に要する費用は、足利市が負担することとします。

6 整備費用

1つの消防指令センターを共同で整備することで、設備の重複を避けること等、費用の削減を図ることができます。

また、消防指令センターを共同で整備する場合、国の財政措置として、緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）の活用ができ、両市の実質負担額を削減することができます。

整備費用に関しては、今後、両市で十分な協議・検討を行い、消防指令設備等の仕様を確定した上で、最終的な整備費用を決定していきます。

(1) 共同整備費用の内訳（試算） 単位：円（税込）

区分	共通整備費用	庁舎改修費用	機器移設費用	計
足利市	311,292,102	—	30,000,000	341,292,102
佐野市	280,517,978	77,396,000	—	357,913,978
計	591,810,080	107,396,000		699,206,080

※ 両市が個別に整備する署所端末装置や車両端末装置等の費用は除いています。

(2) 共同整備をする場合と両市が単独整備をする場合の比較（試算） 単位：円（税込）

区分	共同整備の場合	単独整備の場合	
		足利市	佐野市
指令システム改修等の費用	591,810,080	489,566,000	405,724,000
庁舎改修等の費用	107,396,000	—	—
計	699,206,080	489,566,000	405,724,000

※ 両市が個別に整備する署所端末装置や車両端末装置等の費用は除いています。

7 配置人員

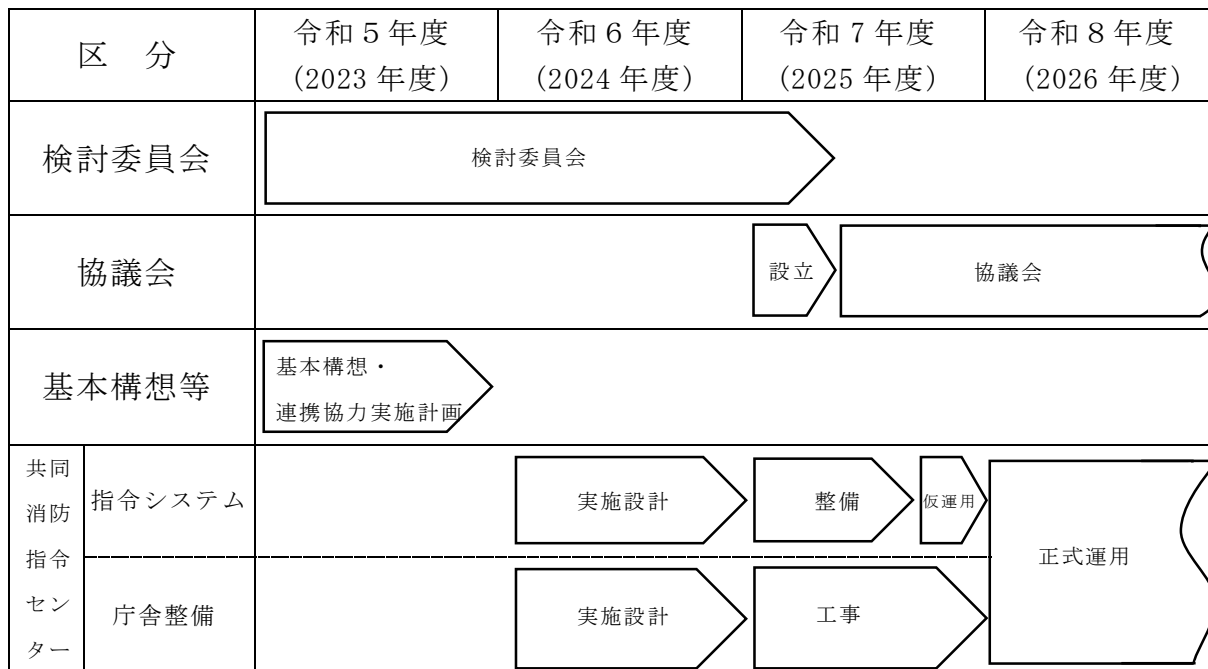
現在の消防指令業務は、足利市では、毎日勤務者2名、隔日勤務者10名の計12名を配置し、佐野市では、毎日勤務者1名、隔日勤務者10名の計11名を配置しています。

共同消防指令センターでは、両市の指令員を派遣し、配置することになりますが、具体的な配置人員については、今後の協議により決定します。

8 整備スケジュール

令和5(2023)年度に両市による検討委員会を設置し、共同消防指令センターの整備を推進します。

また、令和7(2025)年度には協議会を設立し、運用開始予定日までに整備完了できるように計画していきます。



第3章 消防指令業務の共同運用 Q & A

Q 1 協議会による運営とはどのようなものか。

A 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 の規定に基づき、地方公共団体の事務の一部を共同で処理するための組織です。事務を共同処理するための組織のため、法人格や財産権を持たず、そこで勤務する職員も共同処理を行う地方公共団体相互から派遣するものです。

協議会設置までの手続については、各地方公共団体が処理すべき固有の事務を共同で処理するための規約を協議により定めます。その協議には関係する地方公共団体の議会での議決が必要となります。その後、協議会を設置した旨及び規約を告示するとともに、その地方公共団体を包括する都道府県の知事に届け出る必要があります。

Q 2 共同運用の実施によりどのような効果が期待できるのか。

A 2 両市が各々行っている消防指令業務を集約することで、次の効果が期待できます。

- ① 情報の一元化による迅速な相互応援体制が可能になること。
- ② 指令員の専従化による指令業務の高度化が図られ、消防指令業務を兼任していた警防要員（夜間勤務員）の負担が軽減できること。
- ③ 高機能な消防指令システムの計画的な整備により、財政負担を大幅に軽減できること。
- ④ 維持管理費を軽減できること。

Q 3 現行の消防体制がどのように変わるのか。

A 3 消防業務のうち指令業務のみを共同運用することから、消防管轄区域の財政措置域の変更はありません。

また、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行う「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行う「ゼロ隊運用」など高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることが可能となります。

Q 4 119番通報がかかりにくくなることはないのか。

A 4 現在の指令センターの119番の回線は着信件数や受信する指令台の台数、指令員数等に基づいて設定していますが、共同運用の実施後は合計着信件数を想定して回線数の設定を行う計画ですので、回線数の不足によりかかりにくくなることはありません。

Q 5 受信した情報を当該市消防に適切に伝達できるのか。

A 5 高機能な共同消防指令センターを整備しますので、固定電話、IP電話及び携帯電話※いずれかの通報であっても、119番と同時に通報場所をほぼ特定することができます。

また、あらかじめ決められた出動区分に従って自動的に指令がかかるシステムとなりますので、管轄区域が広がっても、それぞれの市域からの119番通報に対しても確実な対応ができます。

※ 携帯電話やスマートフォンからの通報に対しては、端末の機能や通報場所の環境によって誤差が生じる場合があります。

Q 6 個人情報の管理は大丈夫か。

A 6 現在も個人情報や災害情報の取扱いには十分に配慮をしておりますが、共同消防指令センターでは、両市それぞれの個人情報等が集約されることとなるため、更なる情報管理への配慮が必要となります。

他県では、電子ロック等による共同消防指令センターへの入退出管理により、協議会職員（共同消防指令センター職員）のみの入室に制限するなどの厳重な管理が行われている先行例もありますので、こうした取組を参考に適切な管理を行っていきます。